

## 2021春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構 成 組 織 名	労供労連
方 針 決 定 日	2020年11月8日
要 求 提 出 日	未定
回 答 指 定 日	未定

要求項目	要求内容
<b>(1) 基本的な考え方</b>	
首都圏と関西圏のそれぞれの地域における労供事業として、清掃、生コン業界との組合員の供給契約を各単組が締結する上で、同一労働同一賃金、労働条件の引き上げを目指すことを確認。	
<b>(2) 基盤整備</b>	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための体制整備	
<b>(3) 賃上げ要求</b>	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	
○「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	
○規模間格差の是正 (中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールを導入	
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当関連	
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低賃金の協定締結	
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等労働者への対応	

**(4) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し**

■長時間労働の是正	
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等待遇実現に向けた取り組み	
■60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する取り組み	
■テレワーク導入に向けた労働組合の取り組み	
■その他 ・人材育成と教育訓練の充実 ・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備 など	

**(5) ジェンダー平等・多様性の推進**

・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法 ・ハラスメント対策と差別禁止 ・育児や介護と仕事の両立 ・次世代育成支援対策推進法	
---	--

**(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入**

--